

公示番号：180391

国名：ブルキナファソ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム

案件名：ゴマ生産支援プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年1月上旬から2019年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.70M/M、合計 1.20M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	21日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：11月21日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>

をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018 年 12 月 4 日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- （計100点）

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ブルキナファソ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

ブルキナファソでは、ゴマは農村部において伝統的に栽培されてきた。耐旱性が比較的強く、土地が痩せていても育つため、多くの農家で栽培されている。粗放栽培が主であるため、種子は自家採種したものを利用することが現状である。一般的に、国内におけるゴマの需要は少なく、家庭ではソースの材料として利用する程度である。加工分野においても、零細な規模でのゴマを使ったビスケットや搾油程度で、市場で取引される量も僅かである。このため、2000年代前半までのゴマの国内総生産量は、10千～20千トン／年程度で推移していた。しかし、近年ブルキナファソの輸出産品として重要な位置付けとなっている綿の国際価格が下降を続けており、換金作物としての価値が相対的に低下してきたため、これに代わる輸出作物及びそれら輸出作物の多様化という観点から、政府がゴマを含む油糧作物・種子の振興を進めてきた結果、次第にその生産面積と生産量が増加してきた。特に、2008年以降は生産量が急増しており、輸出総額の3位を占め（ブルキナファソ統計人口院（INSD）2008）ブルキナファソの経済にとってその重要度が高まってきている。

ブルキナファソは2010年2月に「持続的な開発及び成長の加速化戦略文書(SCADO)」を策定し、農業セクターを成長加速化のための優先セクターと位置付けている。更に、ゴマを含む油糧作物は国際市場への輸出可能性の高い産業として注目されており、ブルキナファソ政府はゴマ産業を強化することを目的とする技術協力プロジェクト「ゴマ生産支援プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を要請した。

これを受け、JICAは2013年9月に詳細計画策定調査団を派遣し、本プロジェクトの枠組みを決定した。その後、2014年10月に長期専門家「コミュニティー開発／業務調整」を派遣した。これをもって本プロジェクトが正式に開始され、2014年10月から2019年9月までの5年間の予定で協力を実施している（実施方法は業務実施契約と直営の混合）。

プロジェクト最終段階となる現在は、ゴマ品種の特性確認や新品種の選定については活動が終了しているが、引き続き上記目的達成のために、ゴマ生産の適正技術の普及や種子生産に係る研修の実施に注力しているところである。本研修の成果は農民間普及により対象地域での横展開を図るものであり、本プロジェクトでは研修参加者による農民指導についてもフォローを行っている。

今回実施する終了時評価調査は、2019年10月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

なお、本プロジェクト協力期間の中間時点となる2017年6月に実施した中間レビ

ユー調査において、既存 PDM 及び活動計画に基づきプロジェクトの投入実績と（目標）達成度を確認し、問題点を整理するとともに、プロジェクトチーム、ブルキナファソ側関係者においてプロジェクトの残り期間の課題及び今後の方向性について確認している。現在本プロジェクトで実施中の活動は、本中間レビューでの整理・提言内容に基づくものである。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019年1月中旬～1月下旬）

- ①既存の文献、報告書等（プロジェクト事業進捗報告書、合同調整委員会議事録、専門家業務完了報告書、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。
- ②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ブルキナファソ側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英文）を提案する。
- ④対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2019年2月上旬～2月下旬）

- ①JICA ブルキナファソ事務所等との打合せに参加する。
- ②プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ブルキナファソ側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う（ワガドゥグ市及びプロジェクト対象州（ブックル・ドゥ・ムーン州、オー・バッサン州）への現地踏査を含む）。
- ④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びブルキナファソ側 C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。
- ⑥調査結果や他団員及びブルキナファソ側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力

する。

- ⑧協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨現地調査結果の JICA ブルキナファソ事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2019年2月下旬～3月上旬）

- ①評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。
- ②帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③終了時評価調査報告書（和文）（案）を作成する（他団員の担当箇所は除く）。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）業務完了報告書

評価報告書（英文）、終了時評価調査報告書（案）（和文）、評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を参考資料として添付し電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みません（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本 - パリ/アディスアベバ/香港・アディスアベバ - ワガドゥグを計上して下さい。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年2月3日～2019年2月23日を予定しています。なお、現地の状況により、現地調査期間が変更となる可能性があります。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) ゴマ栽培（JICA）
- ウ) 協力企画（JICA）
- エ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAブルキナファソ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎

- あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳備上
あり（英語-仏語通訳をJICAにて備上）
- オ) 現地日程のアレンジ
JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ① 案件の概要は、ウェブサイト上で公開されています。
 - ・ 事業事前評価表
([http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc563.nsf/VIEWJCSearchX/B378234D9F1BFC0E492582AC0022414A/\\$FILE/ブルキナファソ_ゴマ生産支援プロジェクト_事前評価表.pdf](http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc563.nsf/VIEWJCSearchX/B378234D9F1BFC0E492582AC0022414A/$FILE/ブルキナファソ_ゴマ生産支援プロジェクト_事前評価表.pdf))
 - ・ 中間レビュー調査結果要約表
([http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc563.nsf/VIEWJCSearchX/F6F26AFE20C81774492581F4002AC354/\\$FILE/ブルキナファソ%20ゴマ生産支援プロジェクト_中間.pdf](http://gwwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc563.nsf/VIEWJCSearchX/F6F26AFE20C81774492581F4002AC354/$FILE/ブルキナファソ%20ゴマ生産支援プロジェクト_中間.pdf))
 - ・ ODA 見える化サイト
(<https://www.jica.go.jp/oda/project/1300485/index.html>)
 - ② 本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・ ブルキナファソ ゴマ生産支援プロジェクト中間レビュー調査報告書
(http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12300901.pdf#search=%27JICA%E3%83%96%E3%83%AB%E3%82%AD%E3%83%8A+%E3%82%B4%E3%83%9E%E7%94%9F%E7%94%A3%E6%94%AF%E6%8F%B4%27)
 - ③ 本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール：
 - ・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・ 本文：以下の同意文を含めてください。
- 「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複

製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAブルキナファソ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」
<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>
の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上